

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月10日

横浜市契約事務受任者
経済局長 工藤 哲史

1 契約の概要

横浜市中央卸売市場食肉市場仲卸棟B店舗手洗い設備修繕

2 履行（納品）場所

横浜市中央卸売市場食肉市場仲卸棟B店舗
横浜市鶴見区大黒町3-53

3 契約日

令和6年9月25日

4 履行日又は履行期間

令和6年9月26日

5 契約金額

3,850円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社マツモト 代表取締役 松本 博己
東京都北区西が丘2-16-6

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市中央卸売食肉市場において、仲卸業務を開始する事業者へ引渡予定の店舗内の手洗い設備において不備が判明し、修繕が必要となりました。

引渡を受ける仲卸事業者は10月1日に営業開始することとしていたが、手洗い設備が完了しないと営業許可が下りず、当該事業者の営業活動に多大な損害を与えることとなり、かつ、営業開始までの期間がなく本来の契約手続きを行う暇がなかったため、緊急契約での作業を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

当該区画内の事業者による内装整備を請け負っている業者であり、履行期間内に内装整備と合わせて実施をするために、当該事業者を選定しました。

9 所管課

経済局運営課